

(別紙)

「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="801 624 1088 799">府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p data-bbox="651 863 1088 1038">[最終改正] <u>府子本第362号</u> <u>3文科初第2537号</u> <u>子発0323第7号</u> <u>令和4年3月23日</u></p> <p data-bbox="237 1155 629 1326">各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会</p> <p data-bbox="730 1225 763 1254">殿</p>	<p data-bbox="1675 624 1962 799">府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p data-bbox="1525 863 1962 1038">[最終改正] <u>府子本第904号</u> <u>2文科初第837号</u> <u>子発0910第4号</u> <u>令和2年9月10日</u></p> <p data-bbox="1111 1155 1503 1326">各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会</p> <p data-bbox="1603 1225 1637 1254">殿</p>

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定  
等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育  
事業者の確認に係る留意事項等について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定  
等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育  
事業者の確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 [略]

第2 [略]

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 [同左]

第2 [同左]

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係

る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

[ア～オ 略]

カ 利用定員を下回る場合の定員変更

上記エ（ア）のとおり、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めること。その際、利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないことに留意すること。

一方で、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供体制の確保を行うこととされていることから、施設・事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であり、市町村は、日頃から利用定員の設定に関し施設・事業者との意思疎通を図る必要がある。

また、利用定員の減少により、地域の教育・保育の利用定員と市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育の確保方策に差が生じる場合には、その要因等を把握した上で、必要に応じて、計画期間の中間年を目安として行

る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

[ア～オ 同左]

[加える。]

う見直し等により市町村子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込み及び確保方策の見直しを行うことが考えられること。

なお、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、施設・事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当である。

キ 利用定員に係る情報提供

特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。

[(2) ~ (4) 略]

2 [略]

第4 [略]

(別添)

[略]

カ 利用定員に係る情報提供

特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。

[(2) ~ (4) 同左]

2 [同左]

第4 [同左]

(別添)

[同左]

以上	以上
備考 表中の [] の記載は注記である。	